## 森林管理局署に対する要望等(アンケートでの各種意見・要望)

近畿中国森林管理局

	番号	質問等	回答
入札関係	1	総合評価の加算項目について、林野庁の補助事業である「安全診断」を受け「安全宣言」を行った場合も加算していただけると、今後、安全診断を受ける事業体も増え、安全作業への意識も高めることができると思いますのでご検討よろしくお願いします。	安全に関する評価項目については、評価項目の加算項目の中に、「安全管理への工夫と対策」を設けています(当日の説明資料2の1(1)及び同3頁を参照)。この中で、「安全診断」や「安全宣言」に関する具体的な取組を提案いただければ、その内容を審査し、評価することとなります。
事業関係等	2	発注する事業規模を2,000m3前後にしてもらいたい。	事業の発注規模については、各署等において、個々の伐採区域の位置や資材量、事業期間、過去の実績などを勘案して決定しているところであり、可能な限り多くの事業体が入札に参加しやすい規模になるよう検討しています。なお、事業を実施する際の作業効率を考えると、一定以上の規模を確保する必要があると考えています。
	3	物件ばかりでなく、Dランクの事業体が受注できる規	
	4	システム販売ではなく、間伐、集材、運搬まで一貫してやりたい。	素材生産請負事業については、伐倒から素材の販売地点までの搬出の一貫契約を原則としているところです。ただし、素材の販売地点(山元土場・中間土場・市場)によっては、トラック運搬作業が発生しなくなることもあります。
	5		システム販売の対象としている低質材は、①径級8cm未満の小径木、②長級1.6m以上、1.8m未満の材、③その他曲りや小口割れ等著しい欠点のある材、の一つ以上に該当する低質な材で、主としてチップ原木や農業用杭等に利用される素材を想定しています。チップ事業者も直接購入することが可能です。 なお、システム販売の制度等不明な点は、森林管理局又は最寄りの森林管理署等にお問い合わせください。
	6	販売先が決まるまでのストップがあること、伐出業者が配車できないことにより、土場がいっぱいになるなどのことを解決していただきたく思います。	平成28年度のシステム販売については、協定数量を確実に確保するため、素材生産事業の契約が確実となった段階で企画競争の公告を行ったことにより、素材生産請負契約とシステム販売の協定締結との間にタイムラグが生じ、生産事業に支障が出た事例が生じたところです。平成29年度については、この反省を踏まえ、素材生産事業の契約締結時にはシステム販売の協定先が決まるよう改善します。

	番号	質問等	回答
事業関係等		発注時期により工期が冬になることが多い。雪により 作業の遅れを懸念し、入札に弱気になっていると思 う。	- 事業期間については、事業量や作業種、作業環境等を考慮して、十分な事業期間を設定するように取り組んで参ります。また、事業の発注については、早期発注により十分な事業期間が確保できるように取り - 組んでいるところであり、今後においても同様の考えで取り組みます。
	8	工期を長くしていただけると安全な作業や仕事ができ ると思います。	
	9	除伐、間伐等作業で、作業の期間を長くするようお願いします。	
	10	年度をまたぐ事業発注はできないか。	通常、国が発注する事業は、発注した年度内に完了することを原則とした単年度契約で実施しています。これに対し、国有林では、公共サービス改革法に基づく民間競争入札による間伐等事業に積極的に取り組むこととしています。本事業は、一定の事業量を複数年契約で一括して発注するもので、受注した事業体は数年先の仕事まで確保できることから、経営や雇用の安定等につながるものと考えています。 近畿中国森林管理局管内においては、平成23年度から取り組んでおり、平成29年度は4署等(鳥取、岡山、奈良、山口)で導入することとしています。
	11	発注された事業の作業場所が数カ所に分かれている ことも入札不調につながっていると思う。	光注ログトにプいては、「固角ことの負利量が少ない場合は、近隣の作業地をまとめて    一定の事業量を確保しているところです。今後も、作業地の位置関係や資材量を勘案
	12	入札を出す範囲が大きすぎる。町単位で出してもらい たい。	
		敷値の設定根拠を見直す必要があるのではないか。 架線でないと出せないときも同じ設定なのか高すぎ る。	立木販売の価格評定については、立木の品質や木材の搬出条件を勘案して設定しています。 木材の搬出にかかる経費の積算については、各署等において、当該物件の地形・地質等を勘案し、架線を含めて適切な搬出系統で算定していると考えています。 また、基準価格についても、市況に見合ったものとなるよう市況調査を行い、随時見直しを行っています。
	14	木材価格、入札物件の品質、条件等考慮のうえ、最高の応札にもかかわらず不落になることがある。現場の状況を予定価格に反映させてほしい。	

	番号	質問等	回答
事業関係等		事業地までの民地の使用交渉を落札してからするの は、リスクがありすぎる。	立木販売における民有地の使用については、林道(私道)の使用など、他に代替地がない場合には、署等において事前に民有地の所有者に土地使用に係る同意を得ることとしています。一方、土地使用料については、土地所有者と買受者の当事者間で交渉していただくことをご理解願います。
	16		林野庁では、平成29年度林野庁予算の中で、「緑の新規就業」総合支援対策として、新規就業者の確保や育成、キャリアアップ、雇用環境の改善等に取り組む事業体の支援を通じて、現場技能者の確保・育成等の対策を推進しています。
	17	不落・不調の原因をホームページ上に公表してみれば。	入札における不落·不調の原因については、分析を行っていますが、入札時の有資格 者の手持ち事業量等、個別の事業者の事情によることもあるため、公表に適するもの ではないと考えています。